

飲食店経営者の皆様

受動喫煙防止対策を進めましょう！

受動喫煙による死亡者数は日本全体で、**年間約15,000人**と推計されています。

受動喫煙（他人のたばこの煙（蒸気を含む）を吸うこと）により、脳卒中や肺がんになるリスクが高くなるのが科学的に明らかになっています。

健康増進法が改正され、

2020年4月1日以降、多数の人が利用する施設では、**原則屋内禁煙**になり、喫煙は独立した喫煙室に限られます。

受動喫煙の健康被害

受動喫煙はたばこの先から出る「副流煙」と喫煙者が吐く「呼出煙」から生じ、特に副流煙には、喫煙者が吸う主流煙より多く有害物質が含まれています。受動喫煙を受けると脳卒中、肺がんなどの病気のリスクが確実に高まるのが科学的に明らかになっています。

受動喫煙による年間の死亡者数は全国で推計約15,000人で、交通事故による死亡者数（約4,000人）を大きく上回っています。

受動喫煙を受けない人と比べて病気になるリスクは何倍くらい？

脳卒中

1.3倍

虚血性心疾患

1.2倍

肺がん

1.3倍

乳幼児突然
死症候群
(SIDS)

4.7倍

出典「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」国立がん研究センターがん情報サービス



受動喫煙を受けやすい場所は？

多くの方が飲食店で受動喫煙を受けています。屋内で長時間受動喫煙を受けやすい飲食店での対策が重要です。
＜過去1カ月に市民が受動喫煙を受けた場所＞

飲食店	職場	遊戯場	行政機関	医療機関	学校
37.1%	19.6%	9.3%	2.8%	2.2%	1.7%

（平成28年度千葉市の健康づくりに関するアンケート調査より）

さらに千葉市では、全国の市町村に先駆けて、**受動喫煙を防止し、市民の健康増進を図るための条例**を施行し、既存の小規模飲食店でも、従業員のいる場合は禁煙になります。

詳しくは裏面をご覧ください



2020年4月1日スタート

①新規・大規模な飲食店

②従業員がいる既存の小規模な飲食店

※キャバレーやナイトクラブ等の風営法の許可を受けた店舗については、飲食しながら喫煙可能な席の設置禁止を当面の間は努力義務としています。

③事務所

パチンコ店、ホテル（客室を除く）、劇場、理美容店、商業施設、体育館、事業所（職場）など

従業員がいない既存の小規模な飲食店

原則

屋内禁煙



例外

喫煙のみを行う「喫煙専用室」、加熱式たばこを喫煙しながら飲食などができる「指定たばこ専用喫煙室」のみ喫煙できます。

喫煙専用室



指定たばこ専用喫煙室



飲食店の判断で喫煙席を設置すれば、飲食しながら喫煙できます。「喫煙専用室」や「指定たばこ専用喫煙室」を設置することも可能です。

喫煙席（全部）



喫煙室（一部）



◎新規と既存、大規模と小規模、従業員？◎

- 2020年3月31日以前からの店舗が「既存」です。
- 客席面積100㎡以下かつ資本金5千万円以下（※）の会社が経営する店舗が「小規模」です。
- 「従業員」とは、労働基準法上の労働者です。店主のみ又は同居親族のみで経営している場合は「従業員がいない」店舗です。

※資本金の要件はさらに規定があります。詳しくは下記の「千葉市受動喫煙対策」からホームページをご確認ください。

喫煙できる場所を設ける場合は・・・

- 喫煙できない屋内の場所に煙が漏れないよう、厚生労働省令で定める措置を講じなければなりません。
- 喫煙可能な場所には、20歳未満の方は従業員も含めて立入り禁止です。
- 店頭と喫煙可能な場所の出入口に喫煙可能な場所がある旨の標識を掲示しなければなりません。
- 指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能とする場合、広告又は宣伝をする時にその旨を明らかにしなければなりません。

違反者には過料が科されます。

- 喫煙禁止場所で喫煙した者：30万円以下
- 喫煙禁止場所に灰皿等の喫煙器具を設置した施設の管理権限者：50万円以下
- 喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室の技術的基準違反をした施設の管理権限者：50万円以下
- 喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室の標識を汚損し、又は紛らわしい標識を設置した者：50万円以下
- 健康増進法に基づく立入調査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権限者等：20万円以下
- 従業員がいるにも関わらず、喫煙可能とした既存の小規模飲食店の管理権限者：5万円以下
- 千葉市受動喫煙の防止に関する条例に基づく立入調査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権限者等：2万円以下

事業者向け支援制度をご活用ください！

飲食店禁煙化補助金

飲食店の禁煙化に合わせて壁紙交換などの内装改修を行う場合、工事費の一部を補助します。

対象者	既存の小規模な飲食店（補助開始前から営業している、資本金5千万円以下かつ客席面積100㎡以下の飲食店）
対象経費	喫煙室間仕切壁の撤去、内装仕上げの改修、撤去・改修と併せて行う家具備品（カーテン、テーブルクロス、ソファなど）の交換など
補助額	対象経費の9/10（上限10万円）
補助要件	2018年9月21日から工事着工日までの間に屋内全て及び屋外の客席を禁煙（加熱式たばこの使用も不可）へ変更すること等の要件があります。詳しくは下記の千葉市ホームページからご確認ください。

受動喫煙防止対策助成金

中小事業主が受動喫煙対策として、一定基準を満たす喫煙室などを設置する場合の一部を助成しています。

補助額	対象経費の1/2（飲食店の場合2/3）【上限100万円】
-----	------------------------------

詳しくはホームページまたはお問い合わせください

千葉市受動喫煙対策

健康増進法について

千葉市受動喫煙対策

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/judoukituen.html>

健康増進法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>



受動喫煙対策／飲食店禁煙化補助金について

千葉市健康企画課：☎245-5201

✉kikaku.HWH@city.chiba.lg.jp

受動喫煙防止対策助成金について

千葉労働局健康安全課：☎221-4312